

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第6次地方分権一括法）の成立について （会長談話）

本日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第6次地方分権一括法）が成立しました。

昨年の第5次地方分権一括法に続き、「提案募集方式」を通じて地方の意見が反映され、「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの見直し」が一層進んだことは、意義あることと思います。

特に、「地方版ハローワークの創設」や「地方が国のハローワークを活用する枠組み」など新たな雇用対策の仕組みの創設は、市民の皆様のニーズに寄り添った就労支援の充実を後押しするものです。

ハローワークによる職業紹介事業と地方自治体の福祉事業等をワンストップで実施する「一体的実施」をすべての指定都市が導入し、相談者の就職率が約6割となるなど、大きな成果を上げており、今回の仕組みの創設につながったものと考えます。

今後、具体的な制度設計にあたっては、圏域の産業政策において重要な役割を果たしている指定都市が、より主体的に雇用施策を実施できる制度となるよう求めます。

指定都市は、自らの発想と創意工夫により圏域の課題解決を図り、日本の社会・経済の成長と地方創生の実現を牽引する役割を果たしていきます。

今後も、「提案募集方式」の一層の推進などにより、地域の実情を踏まえた地方分権改革が大きく前進することを強く望みます。

平成28年5月13日

指定都市市長会会長

林 文子